

国立市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 指定下水道工事店における排水設備工事等の責任技術者の専属義務を見直すため、条例の一部を改正するものである。

国立市下水道条例の一部を改正する条例案

国立市下水道条例（昭和54年7月国立市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「指定下水道工事店には」を「指定下水道工事店は」に、「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該責任技術者については、東京都の区域内における他の営業所の責任技術者を兼任することを妨げない。

第6条の2第1項第2号中「が1名以上専属している」を「を選任している」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。